

**令和5年度製造業省エネ・カーボンニュートラル促進支援事業事務局業務  
公募型企画競争 提案説明書**

**1 業務名**

令和5年度製造業省エネ・カーボンニュートラル促進支援事業事務局業務

**2 目的**

電気料金等エネルギー価格が高騰する中、多くのエネルギーを消費している製造業の工場等における持続可能な事業展開を支援するため、省エネ・脱炭素化の取り組みを後押しするためのセミナー・相談会を開催するほか、エネルギー使用状況を把握し、運用改善や設備投資の提案等を行う診断費用への補助や、省エネルギー化に資する設備導入費用への補助を行う。

**3 業務内容**

別紙「業務仕様書」のとおり。

**4 履行期間**

契約締結日から令和6年3月15日（金）まで。

**5 予算規模（契約限度額）**

22,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。  
なお、契約は、提案内容を踏まえ、別途設定する予定価格の範囲内で行う。

**6 参加資格**

応募者は、次の各号に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 札幌市内に本社又は営業所等の拠点を有する事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。
- (3) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録がされている者であること。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (7) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団関係事業者でないこと。

## 7 企画提案を求める項目

### (1) 業務執行能力

本事業を執行するに当たり、業務の計画性（スケジュール含む）や執行体制、同様の事業における業務実績を具体的に示すこと。

### (2) 企画提案内容

#### ア セミナー・相談会及び補助金の周知

市内に製造拠点を有する製造業者に対して、具体的にどのような手法でセミナー・相談会及び補助金の周知を行うのか示すこと。

#### イ 問い合わせ対応

コールセンターでの円滑な応答・対応に向けた措置を示すこと。

#### ウ WEBサイト

専用WEBサイトのページ構成・内容について具体的に示すこと。

#### エ 申請の受付・審査

専用WEBサイト上で行う電子データでの申請受付について、具体的な申請受付手順・方法を示すこと。また、セキュリティ対策についても示すこと。

#### オ 積算

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積もりを示すこと。

## 8 企画書の提出

### (1) 提出書類・提出数

#### ア 企画提案申込書（様式1）正本1部

#### イ 企画提案者概要（様式2）

#### ウ 企画提案書（自由様式）

#### エ 積算書（自由様式）

- ・上記イ～エは正本1部、副本8部及び電子データを提出すること。提出にあたっては、一式をクリップで留めることとし、ステープラーは使用しないこと。また、特別な製本も行わないこと。
- ・ウに掲げる企画書の分量は、添付資料等を含めて、最大でA4版10ページまでとする（表紙はページ数に含まない）。
- ・上記エは積算の詳細がわかるように、事業費とその内訳について記載すること。なお、事業費は、「5 予算規模」の上限額以内とすることが分かるように記載すること。なお、本積算額は、企画書が選定された提出者との契約額を確約するものではない。

#### オ 参加意向申出書（様式3）正本1部

### (2) 企画提案書及び参加意向申出書の提出方法・提出先・提出期限

#### ア 提出方法 郵送または持参による。

#### イ 提出先 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市経済観光局産業振興部産業振興課 担当：高田

#### ウ 提出期限

- ・参加意向申出書 ((1)オ)  
令和5年8月1日(火) 17時00分【必着】
- ・企画提案書等 ((1)ア～エ)  
令和5年8月2日(水) 17時00分【必着】

## 9 質問及び回答方法

### (1) 質問方法

質問がある場合は、所定の質問書（様式4）に質問の要旨を簡潔に記入し、札幌市経済観光局産業振興部産業振興課宛に電子メールで送信すること。メールのタイトルは、「令和5年度製造業省エネ・カーボンニュートラル促進支援事業事務局業務 質問書（事業者名）」とする。電子メール以外での質問は受け付けない。

電子メールアドレス：[monodukuri@city.sapporo.jp](mailto:monodukuri@city.sapporo.jp)

### (2) 質問受付期限

令和5年7月28日（金）12時00分まで

### (3) 回答方法

質問者には随時回答するとともに、企画提案を受ける上で広く周知するべきと判断されるものは、質問者の名を伏せてホームページで公表する。

## 10 企画書の選定方法

### (1) 企画提案の審査

企画提案は、札幌市の関係職員及び外部有識者からなる「令和5年度製造業省エネ・カーボンニュートラル促進支援事業事務局業務」企画競争実施委員会において、下記11「評価基準」に基づき、書類及び下記に掲げるプレゼンテーションにより総合的に審査する。

なお、応募者が5者を超える場合は、書類による予備審査を行い、プレゼンテーション審査の対象者を選考する。

### (2) プレゼンテーションについて

令和5年8月9日（水）午後を予定。

プレゼンテーションの出席者は、総括責任者を含む最大3名までとする。

プレゼンテーションは、1社約20分（提案説明約10分、質疑応答約10分）を想定し、順次個別に行う。

会場は市役所本庁舎内を想定しており、開始時間等の詳細については別途通知する。

### (3) 審査結果の通知

審査の結果は、速やかに対象者全員に対し、文書により通知する。

### (4) 契約の相手方について

本業務の委託は、上記審査によって選定された1社に対し、随意契約により行うことを原則とする。なお、選考された者との交渉が不調に終わった場合、選考委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

企画提案に当たっての虚偽の記載及び申告など、不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。また、企画提案の内容がそのまま契約となるものではない。具体的な契約内容及び委託金額は、選定後に札幌市との交渉を通して決定するものとする。

## 11 評価基準

審査は別表に示す審査項目による総合点数方式とし、委員の評価の合計点数が高い順に契約候補者とする。なお、合計点数の満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者としない。合計点と同点の企画提案があるときは、委員会で協議の上、選定するものとする。

提案者が1者であっても、最低基準点以上であるときは、契約候補者として選定する。

## 12 企画提案の著作権等に関する事項

### (1) 企画提案の著作権

- ア 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- イ 実施委員会が本件プロポーザルの実施に必要と認めるときは、企画案を実施委員会が利用（必要な改編を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- ウ 提案者は、実施委員会に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- エ 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

### (2) 成果物の著作権

- ア 受託者は委託者に対し、当該事業の実施に係る成果物（以下、「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。
- イ 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、委託者又は受託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- ウ 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害する者でないことを保証する。
- エ 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

## 13 その他の留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。

- (2) 提出のあった企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書の訂正、追加、再提出は認めない。
- (4) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (5) 提出した書類等は、札幌市情報公開条例（平成11年12月14日条例第41号）の規定により、公開する場合がある。

**【問合せ先】**

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階北側

札幌市経済観光局産業振興部産業振興課 高田

TEL:011-211-2392 FAX:011-218-5130 Eメール:[monodukuri@city.sapporo.jp](mailto:monodukuri@city.sapporo.jp)

評価項目	審査基準	配点
<b>1. 業務執行能力（計 30 点）</b>		
① 計画性	業務の計画性（スケジュール等を含む）は適切なものとなっているか。	5
② 執行体制	業務の遂行にあたり、必要となる専門性を有した適切な体制がとられているか。	15
③ 業務実績	過去に同様の業務や事業に取り組んだ経験があり十分な業務実績があるか。	10
<b>2. 企画提案内容（計 70 点）</b>		
① 周知	補助金申請対象者へ適切かつ効果的な周知が行われる計画となっているか。	20
② 問い合わせ対応	円滑な問合せ対応が可能な体制となっており、状況の変化にも対応可能な提案となっているか。	15
③ WEBサイト	申請者が制度内容や申請方法等を閲覧する際に、分かりやすいページ構成となっているか。	5
④ 申請の受付・審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子申請について、申請者が簡易かつ確実に申請できるよう工夫されているか。また、セキュリティ対策が検討されているか。</li> <li>・申請を正確に遅滞なく審査できる体制を構築できているか。</li> </ul>	20
⑤ 積算の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算の配分、各経費の積算は適切であるか。</li> </ul>	10